

補聴器購入費助成の実施状況(令和8年度調査)

No.	市町村名	担当課	問1:補聴器購入費助成状況	問2:助成金額(上限額)	問3:年齢条件	問4:聴力条件	問5:支給条件	問6:医師条件	問7:販売条件	問8:その他条件	問9:実施予定時期・検討時期	問10:助成制度導入の背景や決め手	問11:助成制度導入の障壁や懸念事項
1	さいたま市	福祉部長寿医療部高齢福祉課・在宅事業係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	—
2	川越市	高齢者いきがい課	①実施済み	30,000	65歳以上の方	医師により補聴器の装用が有用であると判定を受け、 ・対象聴力が両耳とも中等度難聴(40dB以上70dB未満)以上 または ・対象聴力が一側耳が中等度難聴(40dB以上70dB未満)以上、他側耳が軽度難聴(25dB以上40dB未満) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく補装具費支給制度による補聴器の交付を受けることができる者	市内在住 1人1台1回限り	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	管理医療機器認定を取得した補聴器のみが補助の対象	—	—	—
3	熊谷市	長寿いきがい課 高齢福祉係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	川口市	長寿支援課 支援係	①実施済み	20,000	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上の者で、耳鼻科を標榜する医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり補聴器の装用が必要と認められた者	川口市高齢者補聴器購入費補助金の交付を受けたことがない者	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	・市内に住所を有し、現に居住している者 ・市民税非課税の者又は生活保護法による被保護世帯に属する者 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給制度による補聴器の交付を受けていない者	—	—	—
5	行田市	高齢者福祉課 高齢福祉担当	①実施済み	20,000	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上	1人1回限り、決定後は5年経過するまでは助成対象としない	15条指定医	—	・本市に住居がある方 ・身体障害者手帳の交付対象とらない方 ・第15条指定医が補聴器を使用する必要があると認めた方 ・市税等の滞納がない方 ・労働災害補償保険で補聴器購入費の助成を受けていない方 ・補聴器購入費が対象(付属品、診察料、文書料等は対象外) ・申請前に購入した補聴器は助成の対象外	—	—	—
6	秋父市	高齢者介護課	①実施済み	20,000	満65歳以上の方	両耳の聴力レベルが40デシベル以上の方	市内在住かつ過去に本制度の助成を受けていない方。 (1人1回限り。)医師が補聴器の装用の必要性を認めた方。(買ひ替えの方も対象。)	秋父都市外の医療機関において医師の指示をもらった場合、秋父市内の販売業者から購入した補聴器に限る。	—	聴力障がいによる身体障害者手帳を所持しておらず、本人又は同一世帯に属する者に市税等の滞納がない方。	—	—	—
7	所沢市	高齢者支援課	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	令和9年度	市民からの要望および近隣市における実施状況を踏まえ導入予定となった。	—
8	鶴岡市	介護福祉課・地域包括ケア担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	—
9	加須市	高齢介護課	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	—
10	本庄市	高齢者福祉課長寿いきがい係	①実施済み	23,000	申請時に満65歳以上	次のいずれにも該当する者 ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない者 ・両耳の聴力レベルが40デシベル以上の者であって、耳鼻咽喉科を標榜する医師(以下「医師」という。)により補聴器の必要性を認められた者	前回の交付決定の日から5年経過後は再申請可	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	—	—	—
11	東松山市	高齢介護課 高齢福祉グループ	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	財政上の課題から新たな補助制度の創出は難しい。
12	春日部市	高齢者支援課・高齢者支援担当	①実施済み	20,000	65歳以上の者	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者	・市内に住所を有する者 ・片耳・両耳を問わず、補助は1人1回に限る ・補助対象補聴器は管理医療機器の補聴器に限る ・補助は補聴器本体1台分のみに係る購入費に限る	身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師	—	・市民税非課税世帯に属する者又は生活保護法による被保護世帯に属する者 ・労働災害補償保険法、その他の法令の規定に基づく補聴器購入に係る費用の助成を受けていない者	—	—	—
13	狭山市	高齢者支援課 高齢者支援担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	—
14	羽生市	高齢介護課 高齢福祉係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	—
15	鴻巣市	介護保険課・高齢福祉担当	①実施済み	40,000	市の住民基本台帳に登録されている18歳以上の者	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者	両耳2台とも1回の扱い 前回の交付決定日から起算して5年を経過していること(5年経過後は再申請可能)	身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師(聴覚障害区分の指定を受けている者に限る)	—	助成金の交付申請を行う月が属する年度(4月から6月までは前年度)において、助成対象者が属する世帯のうち、市町村民税所得割が最も高い者の課税額が46万円未満であること。 労働者災害補償保険法その他の法令に基づく補聴器購入費の助成を受けていないこと。	—	—	—
16	深谷市	長寿福祉課 長寿福祉係	①実施済み	30,000	65歳以上であること	①聴力レベルが次のいずれにも該当しないこと ア 両耳の聴力レベルが0 デシベル以上であること イ 一側耳の聴力レベルが90 デシベル以上で、かつ、他側耳の聴力レベルが50 デシベル以上であること ②耳鼻科を標榜する医師により、聴力機能の低下のため日常生活に支障があり、補聴器の装用が必要と認められていること (①及び②について医師の意見書が必要)	過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと(1人1回限り)	耳鼻科を標榜する医師	—	・市内に住所を有すること ・市税に滞納がないこと ・医療機器認定を取得している補聴器であること(聴覚器本体に係る購入費用のみ対象、付属品、診察料、文書料、修理・送料等や集音器は対象外)	—	—	—
17	上尾市	高齢介護課高齢者福祉担当	①実施済み	20,000	65歳以上	6分法で測定した両耳の聴力レベルが40デシベル以上、かつ医師が補聴器の必要性を認めているもの	1人1台1回限り 市内に住所を有すること	耳鼻科標榜医	認定補聴器技能者または言語聴覚士が調整(在籍)すること	管理医療機器として認定されている補聴器であること	—	—	—
18	草加市	長寿支援課相談支援係	①実施済み	20,000	65歳以上	目安としては、中等度難聴:両耳ともに40dB以上70dB未満、軽度難聴:両耳又は片耳が40dB未満としています。	・本市に住居登録がある方 ・申請受付日時点で住民税非課税である人 ・障害者総合支援法に基づく補装具費(補聴器)の支給対象でない人 1人1台1回限り	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	・補聴器本体に係る購入費用のみ対象(受診の文書料、検査料等は対象外) ・管理医療機器の補聴器のみ対象(集音器等は対象外)	—	—	—
19	越谷市	地域包括ケア課	①実施済み	30,000	65歳以上の方	聴力レベルが次のいずれにも該当しない方 1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方 2. 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の方	1. 市内在住の方 2. 市民税非課税世帯(生活保護受給者世帯を含む)の方 3. 耳鼻科医から補聴器が必要と認められる方 4. 過去5年以内に助成を受けていない方 1人1台1回限り、	耳鼻科標榜医	なし	—	—	—	—
20	蕨市	健康長寿課	①実施済み	40,000	65歳以上	聴覚障害に該当しない中等度難聴(両耳40db以上)の方	助成金の決定通知日前に購入された補聴器は補助の対象とならない。	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	—	—	—
21	戸田市	健康長寿課 高齢者支援担当	①実施済み	40,000	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上	1人1台1回限り	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	—	—	—
22	入間市	高齢者支援課 地域支援担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	財政上の課題から新たな助成制度導入への財源確保が困難なため
23	朝霞市	高齢者・地域福祉課 高齢者あんしん係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	志木市	長寿応援課 いきがい支援グループ	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	和光市	長寿あんしん課 地域支援事業担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	財政上の課題から、新たな補助制度の創設が困難であるため。

26	新座市	長寿はつづ課・元気増進係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	聴聴の補聴器による認知機能への予防効果があるならば、エビデンスに基づき、国の制度として、国が財源の一部又は全額負担し実施すべきものとする。令和8年度に市町長会から国に対して補聴器購入補助制度の創設について提言しており、現時点では、その動向や他自治体の実施状況を注視している。
27	横川市	高齢介護課・高齢者福祉係	①実施済み	—	20,000	満65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、耳鼻咽喉科医が補聴器の必要性を認めていること。聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならないこと。	過去に本事業による助成を受けたことがないこと(1人1台1回限り)。	耳鼻咽喉科標榜医	—	—	市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がないこと。	—	—	—	—	—
28	久喜市	高齢者福祉課 高齢者福祉係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	近隣で実施する自治体が年々増加しているため。	—	・助成制度を導入しても認知症予防の効果が見えない。 ・適正な助成額がいくらかの判断が困難。
29	北本市	高齢介護課 高齢者福祉担当	①実施済み	—	20,000	65歳以上	両耳40歳以上	市内在住の方、1人1台1回限り	耳鼻科標榜医	—	—	市税等の滞納がないこと	—	—	—	—	—
30	八潮市	長寿介護課 高齢者政策係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	—	—	—
31	富士見市	高齢者福祉課・高齢者支援係	①実施済み	—	20,000	満65歳以上の方	・側の聴力レベルが40デシベル以上で、補聴器の使用が必要であると医師が認めたもの。身体障害者手帳の交付対象とならない者 ・市内に住所があり、かつその住所に住んでいる方市の介護保険の被保険者 ・住居税非課税世帯で市税および介護保険料の滞納がない世帯 ・助聴の補聴器購入に係る補助金交付は1回限り	市内に住所があり、かつその住所に住んでいる方市の介護保険の被保険者 ・住居税非課税世帯で市税および介護保険料の滞納がない世帯 ・助聴の補聴器購入に係る補助金交付は1回限り	耳鼻科標榜医	—	—	・管理医療機器の補聴器のみ対象(集音器等は対象外) ・第2の金額は片耳あたりの上限額(両耳補聴器を購入し申請した場合の上限額は40,000円)	—	—	—	—	—
32	三郷市	長寿いきいき課長寿いきいき係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	実施の可否を含め検討中	—	—
33	蓮田市	長寿支援課 高齢福祉担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	令和8年度中に実施予定。	—	聞こえの相談事業の実施により市民の聞こえへの関心の高さがわかったこと、県内で助成制度を開始している自治体が増加していること。
34	坂戸市	高齢者福祉課 高齢者福祉係	①実施済み	—	課税世帯20,000円、非課税世帯50,000	65歳以上	両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満(中等聴覚障)の方または医師により特に補聴器の使用が必要と認められた方	1人1回限り	—	—	—	・聴覚障害による補聴器(補装具費)の交付を受けられない方(身体障害者手帳の交付対象とならない方) ・市税の滞納をしていない方	—	—	—	—	—
35	幸手市	介護福祉課 高齢福祉担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	補聴器による認知機能の改善等、実施効果を見極める必要があるため。
36	鶴ヶ島市	健康長寿課	①実施済み	—	20,000円(課税世帯)50,000円(非課税世帯)	65歳以上の方	両耳の聴力レベルが40歳以上70歳未満の方、または医師が特に補聴器の必要性を認めた方(いずれも医師意見書が必要)	・聴覚障害による補聴器(補装具費)の交付を受けられない方(身体障害者手帳の交付対象とならない方) ・1人1回限り	—	—	—	市税の滞納がない方	—	—	認知症予防・フレイル対策に力を入れており、また、市内の耳鼻咽喉科の医師から要望書の提出があったため。	—	—
37	日高市	長寿いきいき課・高齢者支援担当	①実施済み	—	20,000	65歳以上	聴力レベルが側聴、両耳とも40デシベル以上で、聴覚障がいによる障害者手帳交付対象とならない方。または耳鼻咽喉科の医師が補聴器の使用が有用であると認めた方	補助は1人1回限り(両台購入も1回限り)	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	・他の法令に基づいた補聴器の補助を受けていない方 ・市税、介護保険料に滞納がない方 ・補助対象は管理医療機器認定を取得した補聴器本体の購入費用に限る	—	—	—	—	—
38	吉川市	高齢福祉係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	加齢性難聴は、認知症へのリスク要因とされているものと認識しております。しかし、先天性難聴とは異なり、日常生活を営む中で加齢とともに徐々に進行することから、中度や軽度の加齢性難聴は、聴力や聴力の低下などと同様に、活動を阻害している程度や聴覚障害等によって回復を望む程度は様々であると考えます。
39	ふじみ野市	高齢福祉課 地域支援係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	市民及び議員からの要望	—	—
40	白岡市	高齢介護課	①実施済み	—	20,000	65歳以上の方	両耳聴力レベルが40デシベル以上	申請は1人1回限り	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	税、介護保険料の滞納がないこと 医療機器認定を取得している補聴器	—	—	—	—	—
41	伊奈町	いきいき長寿課・いきいき長寿係	①実施済み	—	20,000	申請日において町内に住所を有する満65歳以上の方	両耳の聴力レベルが40dB以上	・聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方 ・町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がない方 ・過去に本事業による助成を受けたことがない方 ・左右いずれかの耳に装着する補聴器本体1台分を補助	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	・医療機器認定を取得した補聴器であること ・医師の同意書を得るための費用(診察料・検査料等)・送料等に要した費用は対象外 ・申請(助成金交付決定)前に購入された補聴器は対象外	—	—	—	—	—
42	三方町	福祉課・庶務担当	①実施済み	—	片耳2万円、両耳4万円	65歳以上	40dB～70dB未満医師が必要と認めた者	1人につき1回限り	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	身体障害者手帳の交付対象とならない者 町税等の滞納がない者	—	—	—	—	—
43	毛呂山町	高齢者支援課 高齢者福祉係	①実施済み	—	30,000(住民税非課税の人は60,000)	町内に住所を有し、現に居住する65歳以上の者	両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、聴覚障害による身体障害者手帳を所持していないこと。耳鼻咽喉科を標榜する医師より聴力低下により日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要と認められた人	同一世帯内に町民、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。過去5年間にこの助成金を受けていないこと。	耳鼻咽喉科の専門医もしくは15条指定医	—	—	認定補聴器専門店または、認定補聴器技能者が駐在する販売店	—	—	—	—	—
44	越生町	健康福祉課・高齢者介護担当	①実施済み	—	40,000	65歳以上	何点未満という条件はないが、「聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要である」と医師から認められる必要がある。	・支給は1人につき1回限り	—	—	—	・越生町に住所があること ・町税を滞納していないこと ・管理医療機器認定を取得した補聴器であること	—	—	—	—	—
45	滑川町	高齢介護課 高齢者福祉担当	①実施済み	—	20,000	満65歳以上	—	住民税非課税世帯に属する方、医師による補聴器の必要性を認める意見書を提出することができ、かつ、聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方、一人一回限り	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	嵐山町	長寿生きがい課 長寿生きがい担当	①実施済み	—	20,000	嵐山町に住所がある満65歳以上の方	・両耳の聴力レベルが40dB以上の方。又は片方の耳が40dB以上で、かつ他耳が70dB以上の方 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具支給制度による補聴器の交付を受けることができる方	1人1台1回限り	耳鼻咽喉科標榜医	—	—	町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を滞納していない方(同一世帯の全員)	—	—	—	—	—
47	小川町	長生き支援課	①実施済み	—	20,000	65歳以上	両耳の聴力が40dB以上で、身体障害者手帳の対象とならない方	1人1回限り	耳鼻咽喉科医	—	—	認定補聴器専門店に限り	—	—	—	—	—
48	川島町	健康福祉課 高齢者福祉グループ	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	令和8年10月1日より実施予定	—	加齢による難聴は、家族や地域とのコミュニケーション不足、閉じこもりや社会的孤立につながることも懸念される。また、補聴器は高齢で、必要でも購入をためらう高齢者がいることから、購入費を助成することで「聞こえ」を支え、社会参加の促進や介護予防、高齢者の生活支援につなげることが決め手として制度を導入予定。
49	吉見町	長寿福祉課・福祉係	①実施済み	—	20,000	町内在住の満65歳以上	原則両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方	聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならず、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用を必要と認められた方 ・費用効果の高い左右いずれかの耳に装着する医療機器認定を取得した補聴器本体1台分、助成は1人につき1回限り	耳鼻咽喉科の医師	—	—	医療機器認定を取得した補聴器が購入できる販売店	—	—	町税等を滞納していない方 集音器の購入、メンテナンス及び故障・修理等は助成対象外	—	—
50	鳩山町	長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当	①実施済み	—	20,000	65歳以上	医師による補聴器の必要性を認める意見書を提出できる者	1人1回限り	—	—	—	町税の滞納がないこと 医師意見書作成前に購入した場合は対象外	—	—	—	—	—
51	ときがわ町	福祉課 高齢者福祉担当	①実施済み	—	30,000	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上医師が必要と認めたもの	1人1回限り	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	町税等を滞納していない方	—	—	—	—	—
52	横瀬町	福祉介護課	①実施済み	—	20,000	満65歳以上である者	両耳の聴力レベルが40デシベル以上の者	助成金の交付は、助成対象者1人につき1回限りとする。 ・1人1回限り。 ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと。 ・耳鼻咽喉科を標榜する医師から補聴器の使用の必要性を認められたこと。	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	医療機器認定を取得した補聴器販売店	—	—	町税等の滞納がない者	—	—
53	皆野町	福祉課 福祉介護担当	①実施済み	—	20,000	65歳以上	40db以上70db未満	・1人1回限り。 ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと。 ・耳鼻咽喉科を標榜する医師から補聴器の使用の必要性を認められたこと。	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	—	—	—	—	—	—
54	長瀬町	福祉介護課・介護包括ケア担当	①実施済み	—	30,000	満65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上の方。両耳の聴力レベルが40デシベル未満であっても、耳鼻咽喉科を標榜する医師による補聴器の必要性を認められた方。	1人1回限り	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	・町内に住所を有し、現に居住している ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第1項の規定による補装具費の支給により必要な補聴器の購入費の支給を受けていない ・町税等の滞納がない	—	—	—	—	—

55	小森野町	福祉課・障害担当	①実施済み	20,000	満65歳以上	医師による補聴器の必要性を認める意見書を提出できる者	1人1台1回限り	—	—	住民税非課税世帯に限る	—	—	—
56	東秩父村	住民福祉課・福祉年金担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	実施自治体が増えたこと及び議会から出された高齢者福祉に関する質問を受け、首長より導入検討するよう指示があったため。	—
57	美里町	介護福祉課 介護高齢者係	①実施済み	20,000	65歳以上の方	両耳40db以上70db未満または医師が必要と認めたもの	町内在住かつ過去5年以内に本制度の助成を受けていない方	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	世帯全員が町税等の滞納がないこと 期2の金額については、管理医療機器として認定された2万円以上の補聴器本体購入費に対して一律2万円の補助(片耳・両耳問わず同額)を行うものです。	—	—	—
58	神川町	町民福祉課 福祉担当	①実施済み	20,000	満65歳以上の方	両耳とも40db以上70db未満の中等度難聴である又は耳鼻咽喉科の医師(以下「医師」という。)により補聴器の必要性を認められ、医師からその旨の意見書を渡すことができる者	過去5年以内に本事業の補助を受けていないこと。	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	・町内に住所を有していること ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき補聴器に係る補給金等の支給を受けられない者であること。 ・本人及び世帯員に町税等の滞納がないこと。	—	—	—
59	上里町	高齢者いきいき課 高齢介護係	①実施済み	20,000	申請時65歳以上の方	両耳とも40db以上70db未満の中等度難聴である又は耳鼻咽喉科の医師(以下「医師」という。)により補聴器の必要性を認められ、医師からその旨の意見書を渡すことができる者	町内在住、過去5年以内に本制度の助成を受けていない方。	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	本人及び世帯員に町税等の滞納がないこと。 管理医療機器としての補聴器の購入に限る。	—	—	—
60	寄居町	福祉課 介護保険・高齢者福祉班	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	難聴が認知症の要因の可能性の一つであること 議会一般質問であげられたこと	—
61	宮代町	健康介護課高齢者支援担当	①実施済み	30,000	65歳以上	両耳の聴力レベルが40db以上70db未満	1人1台1回限り	15条指定医	—	聞きにくいことで閉じこもりがちな方の社会参加促進による介護予防を目的とした購入費助成のため、活動状況等調査(使い始めと使い始めから6か月後)を必須としています	—	—	—
62	杉戸町	高齢介護課 高齢者福祉担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
63	松伏町	いきいき福祉課 地域支援担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	財政的に困難なため

	回答	
①実施済み		38
②検討中・実施予定		15
③実施なし		10
④未回答		0